の三第一項第三号」を「第四十四条の二第一項第三号」に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を「旧特別措置法」に改め、同項第四号中「第四十四条の三第一項第四号」を「第四十四条の二第一項第四号」に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」を「旧特別措置法」に改め、同条第二項第一号中「第四十四条の三第二項第一号に掲げる」を「第四十四条の二第二項第一号に掲げる」に改め、同号イ中「第四十四条の三第二項第一号」を「第四十四条の二第二項第一号」に改め、同号ロ中「第四十四条の三第二項第二号」を「第四十四条の二第二項第二号」に改め、同項第二号中「第四十四条の三第二項第一号に掲げる」を「第四十四条の二第二項第二号に掲げる」に改め、同号イ中「第四十四条の三第二項」を「第四十四条の二第二項」に改め、同号ロ中「第四十四条の三第二項第二号」を「第四十四条の二第二項第二号」に改める。

第二十条の十五中「第二十八条の八第二項」を「第二十八条の七第二項」に、「第四十四条の五第一項」を「第四十四条の四第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定高度通信設備の特別償却）

第二十条の十五の二　施行令第二十八条の八第三項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十四条の五第一項の規定の適用を受けようとする減価償却資産が同項に規定する実施計画に記載されていることが明らかとなる書類及び総務大臣の当該実施計画につき電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第四条第一項の認定（同法第五条第一項の規定による認定を含む。）をした旨を証する書類の写しとする。

第二十条の十六第一項中「第二十八条の九第五項第一号ロ」を「第二十八条の九第五項第二号ロ」に改める。

第二十条の十七を削る。

第二十条の十八の見出しを「（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）」に改め、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「第二十九条の二第九項及び第十項」を「第二十九条の二第四項から第七項まで」に改め、同項を同条とし、同条を第二十条の十七とする。

第二十条の十八の二第七項中「第二十二条の三十九の二第四項」を「第二十二条の三十九第四項」に改め、同条を第二十条の十八とする。

第二十条の十九を次のように改める。

（次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却）

第二十条の十九　施行令第二十九条の三に規定する財務省令で定める書類は、厚生労働大臣の法第四十六条の四第一項の規定の適用を受けようとする法人につき次世代育成支援対策推進法第十三条の認定（当該法人が同項に規定する指定期間内において最初に受けるものに限る。）をした旨を証する書類の写し及び当該認定に係る同法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画の同条第二項第一号に規定する計画期間が明らかとなる書類の写しとする。

第二十条の二十を次のように改める。

（サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却）

第二十条の二十　施行令第二十九条の四第二項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十七条第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律第六条第一項に規定する申請書の写し及び都道府県知事の同法第七条第三項の登録をした旨を証する書類の写しとする。

第二十条の二十一の見出しを「（特定再開発建築物等の割増償却）」に改め、同条第一項中「第二十九条の五第九項第一号」を「第二十九条の五第七項第一号」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二十九条の五第九項第二号」を「第二十九条の五第七項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十九条の五第九項」を「第二十九条の五第七項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　法第四十七条の二第三項第一号に掲げる建築物　当該建築物に係る建築基準法第六条第一項に規定する確認済証（以下この項において「確認済証」という。）の写し及び同法第七条第五項に規定する検査済証（以下この項において「検査済証」という。）の写し

第二十条の二十一第五項第三号を削り、同項第四号中「第四十七条の二第三項第四号」を「第四十七条の二第三項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第四十七条の二第三項第五号」を「第四十七条の二第三項第四号」に、「第二十九条の五第九項第二号」を「第二十九条の五第七項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同条第四項とする。

第二十条の二十二第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

第二十条の二十三を削る。

第二十条の二十四第四号中「以下この条」を「次号及び第六号」に改め、同条を第二十条の二十三とする。

第二十一条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「以下この条」を「次項及び第六項」に改め、同条第九項中「第三十二条の二第十七項」を「第三十二条の二第十六項」に改める。

第二十一条の十六第一項中「この条」を「この項及び第四項」に改め、同条第三項中「以下この条」を「第五項」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二十一条の十七の見出しを「（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）」に改める。

第二十一条の十七の二第一項第三号ロ、第四号ロ及び第五号ロ並びに同条第二項第一号イ、第二号イ、第三号、第四号ロ及び第五号ロ中「按分する」を「按分する」に改める。

第二十一条の十八の二第一項中「第二十五条の二第三号から第七号までに掲げる交付金又は補助金」を「第二十五条の二第三号から第五号までに掲げる交付金」に改める。

第二十二条の二の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「あん分して」を「按分して」に改め、同条第二項中「貯水そう」を「貯水槽」に改め、同条第四項第三号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同条第九項第三号及び第十項第三号中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改める。

第二十二条の三第一項中「あん分して」を「按分して」に改め、同条第三項第一号中「買取り等（以下この条」を「買取り等（以下この項及び第五項」に改める。

第二十二条の四第三項中「あん分して」を「按分して」に改める。

第二十二条の五第一項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　法第六十五条の四第一項第十四号の二の場合　市町村長又は特別区の区長の当該事業が同号の指定をした事業である旨を証する書類及び同号の買取りをする者の当該土地等を同号に規定する事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類

第二十二条の五第一項第二十三号中「第三十九条の五第二十七項」に改め、同条第二十項中「第三十九条の五第二十五項」を「第三十九条の五第二十六項」に改める。

第二十二条の六第一項中「溜池」を「ため池」に改め、同条第四項第七号中「法第五十二条第一項に規定する森林施業計画」を「森林法第十一条第一項に規定する森林施業計画（同条第四項第二号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するためのもののうち森林法施行規則第十三条第二項第三号ハに規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの（当該特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限る。）及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十条第三項の規定による認定の取消しがあったものを除く。）」に、「同項に規定する」を「森林法第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（森林法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の」に改める。

第二十二条の七第一項から第三項までを削り、同条第四項中「第三十九条の七第十六項第三号ロ」を「第三十九条の七第六項第三号ロ」に、「表の第十四号」を「法第六十五条の七第一項の表（以下この条において「表」という。）の第七号」に、「同項第三号イ」を「施行令第三十九条の七第六項第三号イ」に、「溜池」を「ため池」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項中「第三十九条の七第二十六項第一号」を「第三十九条の七第十四項第一号」に改め、同項第二号中「第三十九条の七第十四項」を「第三十九条の七第二十二項」に、「同条第三十五項」を「同条第